協働・委託の仕組みの見直し、新制度について

現行

指針（7）ウ　相互提案協働事業（平成18年～）

地域のつながり課で予算確保

○団体提案

○市提案

指針（7）ウ　協働事業

○各課の協働事業
- 冒険遊び場（NPOとの協働による運営）
- 暮らしのガイドブック（民間企業との官民協働事業）

など

庁内ルールなし

指針（5）イ　委託契約

○各課の委託事業
- 委託先はほぼ民間企業
- NPOへの委託はごく一部
  …NPOセンター指定管理
  障害者地域活動センター事業委託

など

見直し後・新制度

見直し

○団体提案
【目的】協働によって大きな成果が期待できる事業を市とNPOの協働により実施する
【効果】
- 市単独で実施した場合よりも高い効果を得られる
- 地域の担い手として団体が成長する

＋

○スタートアップ支援
【目的】NPOの活動のスタートや育成を支援
【効果】協働の相手方、地域の担い手として団体が成長する

２年目以降

新規制度

○仕組みづくり
＝庁内ルールの策定

○基準の明確化
- 選考
- 協定期間（実施年数）
- 協働に相応しい事業

など

新規制度

○ガイドラインの策定
【内容】
- 委託のルール、基準
- 契約の方法
- NPO登録制度

【目的】
- NPOに委託することにより、より高い効果が期待できる事業についてNPOへの委託を増やす
- NPOの活動資金となる
  →地域の担い手としてのNPOへの財政的支援